○選挙後のあいさつ行為の制限について

投票日当日の投票所が閉鎖された時刻以降のすべてにおいて、あいさつ行為に制限があります。

Q 選挙後にやってはいけないあいさつ行為にはどのようなものがありますか。

- A 選挙のお礼(当落選を問いません)のために、次の行為をすることです。
 - ・選挙人に対して、戸別訪問をすること。
 - ・文書図画を頒布したり、掲示すること。
 - ・新聞紙、雑誌を利用すること。
 - ・放送設備を利用して放送すること。
 - ・当選祝賀会その他の集会を開催すること。
 - ・自動車を連ねたり、隊を組んで往来したりして、「気勢を張る行為」をすること。
 - ・当選したお礼として、当選人の氏名、政党・政治団体の名称を言い歩くこと。

Q さしつかえないあいさつ行為にはどのようなものがありますか。

- A 次のものは、さしつかえありません。
 - ・自筆による信書

(不特定多数人に宛てた文書は禁止されます。)

- ・選挙人からの当選の祝辞、落選の見舞などの答礼のための信書 (答礼のためにする信書であれば、自筆でも印刷したものでもさしつかえありません。)
- ・インターネット等を利用する方法によるあいさつ行為 (例えば、自身のホームページ等において当選又は落選に関するあいさつを記載することや、 電子メールを利用して当選又は落選に関するあいさつをすること。)